

最新情報はホームページやインスタグラムで  
商工会より、経営に必要な情報をお届けします



CHIKUZENSHOKOKAI

## トピックス

- ・商工会下期会費の徴収について
- ・地域振興券ちくぜんについて
- ・福岡県の最低賃金について
- ・年末調整についてのお知らせ
- ・女性部福祉事業
- ・SNS活用集客UPプロジェクト

### マル経融資

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保無保証で利用可。

(ただし、内部審査と商工会長の推薦が必要)

上限2,000万円

運転資金 7年以内

設備資金 10年以内

# 1.45%

2024.11.1時点

## 商工会下期会費の徴収について

口座振替の方・・・令和6年12月25日(水)

現金集金の方・・・商工会へ持参もしくは集金対応

※各地区の担当より集金のご連絡を差し上げます。  
ご対応のほどよろしくお願ひします。

## 地域振興券ちくぜんについて

■使用期限・・・令和6年12月31日(火)

取扱加盟店におかれましては、使用期間内での受け取りをよろしくお願ひいたします。

■換金期限・・・令和7年1月17日(金)

期限内に商工会へ商品券を持参の上、換金手続きをよろしくお願ひいたします。

※商品券の裏面に社判の押印、枚数の確認を事前に済ませた上でお持ち込みください。

## 福岡県の最低賃金について

### 福岡県最低賃金時間額

令和6年  
10月5日から

# 992

円

前年比  
51円UP

### 賃金引上げの支援

#### 業務改善 助成金

生産性向上のための設備投資等に助成金



#### キャリアアップ 助成金

非正規労働者の賃上げ、処遇改善に助成金



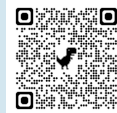
#### 最低賃金 特設サイト

賃上げの好事例紹介、業種・職種別の賃金確認



#### 賃上げ 促進税制

賃上げした分の賃金支払い分を、法人税から一部免除



# 年末調整についてのお知らせ

本年の年末調整では、定額減税額（年調減税額）の控除を行うために**年調減税事務**を行う必要があります。年調減税事務の手順は次のとおりです。

## 1 年調減税額の控除対象者の確認

年調所得税額から年調減税額を控除し、毎月の給与等から控除した定額減税額の清算を行う対象者は、原則として「**年末調整の対象者**」です。

※基礎控除申告書等により把握した給与と所得以外の所得を含めた**合計所得金額が1,805万円**を超えると見込まれる方は、年調減税額の控除対象者ではありません。

## 2 申告書の受理及び年調減税額の計算

従業員の方から受理した扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書等に記載された、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数（**いずれも居住者に限ります。**）を確認し、年調減税額を次のとおり計算します。

年調減税額 = 本人分30,000円 + 同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円

## 3 年調減税額の控除

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

## 4 源泉徴収票への表示

源泉徴収票を作成する際は、その「(摘要)」欄に次の例のとおり記載します。

(例) 年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合

「源泉徴収時所得減税控除済額80,000円、控除外額10,000円」

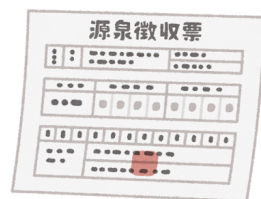
※合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「**非控除対象配偶者減税有**」と記載します。

また、控除しきれなかった金額がない場合は、「**控除外額0円**」と記載します。

詳細については  
令和6年分  
年末調整のしかた



定額減税特設  
サイト



## 女性部福祉事業 やすらぎ荘奉仕活動

女性部では毎年福祉事業として、やすらぎ荘へ清掃活動に伺っています。利用者さんが使用する館内・設備を部員みんなで拭き上げました。少額ではありますが、毎年寄付もさせていただいています。また来年も伺いたいと思います。



## SNS活用集客 UPプロジェクト 始動（第2期生）

昨年も大好評だったこのセミナーが、今年も新しい仲間と共に始まりました！

